

札幌市サービス付き高齢者向け住宅事業の 登録等に係る手数料について

平成 26 年 4 月 1 日以降のサービス付き高齢者向け住宅の登録申請及び登録の更新の申請には、**手数料が必要**となります。

・申請書(添付書類を含む)を指定登録機関に提出する際に、下記の手数料を納めていただきます。

■手数料の金額

申請に係る戸数に応じて、下表の手数料が必要となります。

また、次の①～③に該当する場合は、それぞれの追加手数料を加えた額となります。

- ① 各居住部分の床面積が 25 m²に満たない場合、又は各居住部分に台所、収納設備若しくは浴室のいずれかが備わっておらず、共用部分に備えている場合
- ② 家賃等の全部又は一部を前払金として受領する場合
- ③ 入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約の場合

住宅の登録 (登録の更新) 申請戸数	基本手数料	追加手数料		
		① 面積・設備に 例外基準適用	② 前払家賃等 の受領	③ 利用権方式
1～10 戸	23,000 円	5,800 円	5,800 円	3,900 円
11～20 戸	27,000 円			
21～30 戸	31,000 円			
31～40 戸	35,000 円			
41～50 戸	39,000 円			
51～70 戸	47,000 円			
71～100 戸	58,000 円			
101 戸以上	70,000 円			

※ 納めた手数料は、「札幌市証明等手数料条例」に基づき、申請を取下げた場合でも返却いたしません。

【お問い合わせ先】 札幌市都市局市街地整備部住宅課

電話：011-211-2807